松 山 大 学 論 集 第 25 巻 第 6 号 抜 刷 2 0 1 4 年 2 月 発 行

事故を目撃した者の慰謝料請求

菊 地 秀 典

事故を目撃した者の慰謝料請求

菊 地 秀 典

1 はじめに

近時,不法行為の被害者の兄弟姉妹等が,不法行為を目撃して被った精神的苦痛に関して固有の慰謝料を認めた裁判例が地裁判決に相当数あらわれている。例えば,水戸地判平成19年5月24日交民40巻3号666頁判時1982号130頁〔被害者の妹〕,秋田地判平成19年7月5日判時1982号136頁〔被害者の兄〕,京都地判平成19年10月9日〔被害者の姉〕等である。いずれの事件においても,交通事故を目撃した,交通事故の被害者の兄弟姉妹に固有の慰謝料請求が認められ確定している。

これらは被害者が死亡した事例であるが、不法行為によって被害者が死亡した場合、判例によれば被害者の相続人は被害者の慰謝料請求権を相続することになる。さらにそれとは別に、民法は一定の範囲の者に固有の慰謝料請求権を認めている。すなわち被害者の父母、配偶者、子は、被害者の死亡による精神的苦痛に関して、財産的損害を伴わない場合においても加害者に対して賠償請求できるとされている(民法 711 条)。この 711 条について、大審院時代には、生命侵害があった場合に、特に被害者の父母、配偶者、子という近親者に限って例外的に慰謝料請求権を認めたものであるとして、近親者の範囲を制限列挙的に解していたところ! 最高裁時代になり、同条の文言を限定的に理解するべきではなく、それらに該当しない者であっても、被害者との間に同条所定の者

¹⁾ 大判大 4 年 10 月 6 日民録 21 輯 1612 頁. 大判昭 7 年 10 月 6 日民集 11 巻 20 号 2023 頁。

と実質的に同視しうべき身分関係が存し、被害者の死亡により甚大な精神的苦痛を受けた者は、同条の類推適用により、加害者に対し固有の慰謝料請求をすることができると解されるに至ったものである?

冒頭にあげた、兄弟姉妹等の精神的苦痛の賠償を認める諸判決は、711条に列挙されている「父母、配偶者、子」の三種類の者に該当しない者について711条を拡張して適用してきた最高裁の立場を踏襲するものと解されるが、直接の被害者の近親者が事故を「目撃」あるいは「事故直後の現場を体験」したことによって被った精神的苦痛についての慰謝料請求を肯定した点において注目することができる。精神的苦痛の大きさについては、科学や医学の発達によって客観的に認定できる可能性が高まっており、また事案によっては、その客観的な状況から被害者に当然に重大な精神的苦痛が生じるものと認められる場合もある。そこで、本稿では、このような「事故を目撃」したことを理由として、そうでない場合よりも多くの額を請求するというタイプの主張について、事故を目撃したという事情をどのように扱うべきなのかについて検討したい。

検討にあたっては、アメリカ法における同様の事件に関する議論を参考にする。アメリカ法においては、事故を目撃した近親者の慰謝料請求について、バイスタンダールール(bystander rule)といわれるルールが、いわゆる new torts のひとつとして、カリフォルニア州を中心として発展してきている。類型的な考察方法を採用するアメリカ法において、精神的苦痛に関する賠償のケースの中で事故を目撃した者からの賠償請求に関するルールが特に発展してきたといえるのであり、当該法理をめぐるアメリカ法上の議論から日本法の解釈上、なんらかの示唆が得られる可能性があると思われる。

²⁾ 最三判昭 49 年 12 月 17 日民集 28 巻 10 号 2040 頁。

2 近親者の交通事故を目撃した者から固有の慰謝料 請求がされたケース

公刊された最近の判決のなかから3件を取り上げる?

(2-1) 水戸地判平成 19年5月24日交民40巻3号666 頁判時1982号130頁

10歳女子が死亡した交通事故を目撃した被害者の妹(年齢不明)に固有の慰謝料が認められた事例である。

被害者は、事故現場付近の小学校に登校する途中の10歳の女子(小学5年生)であった。被害者は、信号機のある交差点横断歩道を、加害車両に先立って、対面信号が青色であるときに横断を始めて間もなく、加害車両に衝突され、転倒したところを加害車両の左前輪及び左後輪で轢過され、即時、事故現場において、脳挫傷等の傷害によって死亡した。加害者は、事故に気付かなかったと弁解するため、そのまま加速して、通常の速度で事故現場から逃走したが、追随してきた車両から停止を求められ停止した。

被害者の妹は、非常に仲のよかった姉がその目前で、加害車両に轢過されて 死亡するのを目撃し、筆舌に尽くしがたい悲しみを受けるとともに、重度のストレスが続いているとして、2,000万円の慰謝料を請求した。妹がどの程度の 距離から目撃したのか、妹に被告の加害行為による身体的な危険性はあったの か否かは判決からは不明である。

裁判所は、被害者の父母については外傷後ストレス障害を発症したとは認めないとしたが、妹については重度ストレス反応と認めて、妹に対し400万円の

³⁾ なお、本稿でとりあげる三判決以外にも、711条に列挙される三類型には含まれない者からの請求を扱った近時の裁判例として、盛岡地二戸支判平成17年3月22日判時1920号111頁(被害者の兄2名)、大阪地判平成15年8月29日交民36巻8号29頁(被害者の兄)、大阪地判平成14年3月15日交民36巻4号1149頁(被害者の妹)、神戸地判平成13年8月10日交民34巻4号1038頁(被害者の姉)、東京地判平成12年6月27日交民33巻3号1029頁(被害者の妹2名)等の諸判決がある。

慰謝料を認めた。なお、妹に対して慰謝料を認める根拠条文を711条としたのか、709条、710条としたのかは、判決からは明らかでない。

なお,死亡した被害者本人には 2,200 万円,両親については各 200 万円の慰謝料を認めた。被害者本人の逸失利益は 3,028 万円余,葬儀費用は 150 万円,原告全員の弁護士費用 364 万円を認めた。

(2-2) 秋田地判平成 19年7月5日判時 1982号 136頁

9歳女子が死亡した交通事故を目撃した被害者の兄(12歳)に慰謝料が認められた事例である。

原告は、被告車両が妹に衝突するのを至近距離で目撃した。具体的な距離については判決からは不明である。200万円の固有の慰謝料が認められた。

なお,死亡した被害者本人に 1,800 万円,被害者の両親に,各 200 万円の慰謝料を認めている。本人の逸失利益 3,126 万円余,原告全員の弁護士費用 160 万円を認めた。

(2-3) 京都地判平成 19年 10月 9日 1266号 262 頁

8歳男子が死亡した交通事故を目撃した被害者の姉(14歳)と両親に固有の慰謝料請求が認められた事例である。

大型商業施設駐車場の車道上に佇立していた被害者を前方不注意の被告車両が轢過し死亡させた(被告は,速度超過,整備不良車運転の罰金前科を有していたほか,赤信号無視等の交通違反歴も12件あり,過去2回の運転免許停止処分を受け,本件事故当時も3回目の運転免許停止中であった)。被害者の父親は,本件衝突地点から約14.2メートルの地点付近で本件事故を目撃し,母親及び姉は,本件事故直後の被害者の変わり果てた姿を目の当たりにした。判決によれば、姉が本件事故発生時点に立っていた位置は確定できない。

裁判所は「原告らは、……本件事故に直接巻き込まれたものではなく、本件 不法行為の直接の被害者ではないから、原告らが精神疾患に罹患したことによ る損害は、本件事故による損害とみることはできない」として、PTSDを本件不法行為による損害とは認めず、治療関係費・通院交通費・通院慰謝料についての賠償を認めなかった。しかし、本件事故を目撃したことにより PTSD に罹患したこと自体については認め、目撃等の諸般の事情を考慮して、「民法 711条の趣旨にしたがい」、「近親者固有の慰謝料の額を算定するにあたって斟酌することとする」とした。近親者慰謝料に関して、父母について各 300 万円、姉について 150 万円を認めている(なお死亡した被害者本人の慰謝料として2,250 万円を認めた)。

3 比較法的考察-アメリカ法上の bystander ケース

日本法の解釈における参考とするために、特に事故を目撃した者からの慰謝料請求事件についてのルールが展開しているアメリカ法における議論を参照することとする。アメリカ法上、交通事故等の過失による不法行為の場合、財産的損害に関しては、ネグリジェンスの一般法理に従い、損害の発生、被告の注意義務違反、因果関係等、日本法と同様の要件を充足することが賠償請求の要件となる。しかし、精神的苦痛に関する賠償請求に関しては、一般法理上の要件とは別に、政策的な理由から特別な要件が課される。この場合の政策的な理由とは、(一)精神的な苦痛は、外傷のような物理的な損害と異なり客観的に確認しにくく、そのために虚偽あるいは誇大な賠償請求の原因となりやすいこと、(二)ある行為が他人の心理に与える影響は広範かつ多様であるため常に注意義務を課することは加害者に過大な負担となる可能性があること、である。

アメリカ法において、ネグリジェンスから生じる精神的苦痛に関して次の三種の事実状況に応じてルールが設定される。第一は、被告と原告との間に身体的な接触があった場合である。これを規律するのがインパクトルール (impact rule) である。第二に、身体的な接触はなかったが、その危険性があった場合である。この場合のルールが危険の領域ルール (zone of danger rule) で

ある。第三に、被告の不法行為に対して身体的な接触はなく、その危険性もなかったが、被告の不法行為を目撃することによって精神的苦痛を被った第三者が原告となる場合である。この場合のルールがバイスタンダールール(bystander rule)である。この三つの事実状況のうち、かつては第一の事実状況の場合までしか保護の対象とならないとする州が大部分だったところ、徐々に第二、第三の事実状況の場合にまで保護の対象を拡張する州が増えてきた。

(3-1) インパクトルール (impact rule)

ネグリジェンスにより被害者の身体になんらかの傷害を生ぜしめる身体的な衝撃(impact)が加えられた場合,被害者は身体的傷害に関してのみならず,それに随伴して発生した精神の平穏に対する損害,例えば、苦痛,ノイローゼ,興奮,屈辱,不安,恐怖に関しても賠償請求できる。かような精神的苦痛に関する賠償は身体的な損害の賠償に「寄生」するものといわれる。この準則をインパクトルールという。精神的苦痛はそれ自体では独立の請求原因にはならないが,他に訴権が発生したときには。それに付加して賠償が認められる。虚偽の請求が発生しやすい精神的苦痛に関して,客観的に証明しうる身体的衝撃を要求することにより,精神的苦痛が真正なものであることの担保としたのである。

また、寄生的損害の賠償においては、いわゆる「うすい頭蓋骨」の理論が適用される。したがって、心理的な不安に対して特別な感受性を有する原告は、

⁴⁾ W. Keeton, D. Dobbs, R. Keeton, D. Owen, Prosser & Keeton on the Law of Torts 363 (5th ed. 1984) [hereinafter Prosser & Keeton]; E. Kionka, Torts 288 (2d ed. 1992).

⁵⁾ イギリスにおいては Hambrook v. Stokes Brothers 判決 (1925, 1 K. B. 141) が、アメリカにおいてはウィスコンシン州の Waube v. Warrington 判決 (216 Wis. 603, 258 N. W. 497 (1935) が、それぞれ先例とされている。W. Keeton, D. Dobbs, R. Keeton, D. Owen, Prosser & Keeton on the Law of Torts 365 (5th ed. 1984).

⁶⁾ 例えば、battery 等の trespass。

⁷⁾ PROSSER & KEETON, supra note 5, at 363.

身体的な損害を生じさせる特異な精神的損害についても損害賠償を請求できる⁸

インパクトルールにおける身体的衝撃の概念は、恣意的とも思われるほどに 拡張的に使用されており、ほんのささいなものあるいは身体的な損害はなんら 発生させないものについても、身体的な衝撃が存在したと「認定」することに よって、精神的苦痛に関する賠償請求が肯定される。例えば、オハイオ州の最 高裁判決には、被告の煙草の煙が原告の鼻孔を通ったときに「身体的衝撃」が あったと認定したものがある? 理論自体の変更を行わずに原告を救済するため にやむをえず無理な認定を行ったものと評しうるが、寄生的な損害賠償という 図式は実質的に放棄したことになろう。この点、事実認定は陪審の職責によっ て行われるところであるので、素人である陪審員は理論構成には関心がないと いうことであろうか。末延三次博士はインパクトルールについて、理論構成は 「はなはだ論理的ではない」が結論においては「常識的」である。と評してお られる! 身体的衝撃の要件の実質的な機能は、原告の請求を事件の事実状況 から観察して、被害者の精神的苦痛の真正性を保証することにあり!!) 陪審が 被害者の精神的苦痛の真正性を確信するとき、融通無碍に認定される柔軟さを 有していた。しかし、この点がこの理論の理論としての破綻を示す点でもあ り、身体的接触のある場合にしか精神的苦痛を保護しない立場は、やがてごく わずかの州だけになった。

なお不法行為法リステイトメント第456条は「行為者の過失による不法行為 が他者に対して身体的損害を生ぜしめた場合。(a)その身体的損害を原因として

⁸⁾ *Id*.

⁹⁾ Morton v. Stack, 170 N. E. 869 (Ohio 1930). その他, 目にごみが入ったとか, 床に強引にすわったとか, 被害者自身が恐怖に対する反応として腕をねじったというような事例においてもこの要件を充足するとされている。グッドリッチは, 衝撃の要件を「マジック・フォーミュラ」とよんでいる。Goodrich, *Emotional Disturbance as Legal Damage*, 20 Mich. L. Rev. 497, 504 (1922).

¹⁰⁾ 末延三次・英米法の研究(上)193頁(1971)。

¹¹⁾ E. KIONKA, supra note 5, at 288.

生じた,あるいは身体的損害を生ぜしめた行為から生じた恐怖,ショック,その他の精神的苦痛および(b)当該精神的苦痛を原因として生じた(後続損害としての)身体的損害について賠償する責任を負う」と規定するが,これはインパクトルールを述べたものである。

(3-2) 危険の領域ルール (zone of danger rule)

このルールは(一)被告のネグリジェンスのさいに、原告が被告の行為によっ て作りだされた身体的危険の領域内(zone of danger)にいたこと、(二) 精神 的苦痛とともに身体的な損害が発生していること、という二つの要件をみたせ ば 精神的苦痛を原因として発生した身体的指害の賠償請求が認められるとい うものである。すなわち、原告は現実に身体的な衝撃を受けることがなくても、 身体的衝撃を受ける可能性のある領域内にいればよい。その領域内で精神的苦 痛を被り、それがために身体的損害が発生した場合ならば身体的損害の賠償請 求ができるのである。非常にささいな身体的衝撃でも衝撃にあたるとするイン パクトルールの解釈によれば、インパクトルールと危険の領域ルールの結論は ほぼ同じになると思われるが、被告と原告の間になんらの接触もない場合でも **危険の領域ルールによれば賠償可能となる点においてインパクトルールよりも** 保護範囲が広くなる。ただしこの理論による賠償は精神的苦痛そのものの賠償 ではない。精神的苦痛を原因とした身体的損害の賠償請求が認められるのであ る。また、インパクトルールよりは精神的苦痛に関する賠償範囲が広くなると いう利点はあるが140 その半面、いかに軽微な損害であっても身体的損害であ ればよいとする点で救済範囲を過度に広げ、身体的損害がともなわないものに

¹²⁾ しかしインパクトルールを採用する州は少数しかないという意味は注意を要する。つまり多数の州においては次に述べる危険の領域ルールを採用するが、危険の領域ルールはインパクトルールによってカバーされる部分は完全に包含する。危険の領域ルールを採用する州においても、被害者に身体的衝撃が加えられた事例において賠償が否定されるわけではないのである。そういう意味においては、インパクトルールはアメリカ法における精神的苦痛賠償ルールの全米的な最低基準といえる。

¹³⁾ Restatement (Second) of Torts § 456 (1963).

ついては一律に請求を否定するという点で救済範囲を過度に縮減する,との批判をうけるのである^[5]

現在のアメリカ法において、精神的苦痛に関して、原告が身体的な危険の領域内に入っていれば精神的苦痛に関しても保護を与える立場が圧倒的な多数説である^[6]

リステイトメント 436 条(2)は「行為者の行為が他人を恐怖、ショック、あるいは他の同様の切迫した精神的苦痛を被らせる以外の方法で、他人に身体的損害を引き起こす不合理な危険を生じさせ過失があるとされる場合、当該身体的損害が恐怖、あるいはその他の精神的苦痛という精神的機能からのみ生じるという事実は、行為者を免責するものではない。」と規定するが、これは危険の領域ルールを述べたものである。

(3-3) バイスタンダールール (bystander rule)

精神的苦痛およびその結果である身体的損害が、原告自身の身体的な安全に対する恐怖心からではなく、他の者に対する危害を目撃することによって引き起こされた場合、インパクトルールを採用する州においては、当然のことながら賠償は否定される。原告自身に対する身体的衝撃がないからである。危険の領域ルールを採用する州においては、目撃者自身が危険の領域内に存在していた場合は賠償が認められるが、その範囲外にいた場合には賠償が認められないことになる。原告自身が危険の領域内にいた場合、自分自身の身体の安全ではなくて、他者の身体の安全に対する危険を目撃したことから生じる自分自身の

¹⁴⁾ これを利点とみるか否かがまさに争点となりうる点であるが、危険の領域ルールを支持する立場からは、この点が危険の領域ルールのインパクトルールに対するアドバンテージとなる。

¹⁵⁾ 望月礼二郎「Molien v. Kaiser Foundation Hospitals, 27 Cal. 3d 916, 614 P. 2d 813, 167 Cal. Rptr. 831(1982)精神的損害のみによる『ネグリジェンス』の成立」,〔1983-1〕アメリカ法 194 頁。

¹⁶⁾ インパクトルール, 危険の領域ルール, バイスタンダールールの相互関係についての基本的な注意点として, 前注 (12) 参照。

¹⁷⁾ Restatement (Second) of Torts § 436(2) (1963).

精神的苦痛に関する賠償が認められるのは次のような論法による。すなわち、原告自身が被告の作りだした身体的な危険の領域内にいた場合は、被告にとって原告に身体的な損害が発生し、それにともなって精神的損害が発生することが予見可能である。したがって、原告が被告の第三者への危害を目撃することによって精神的な苦痛を被った場合、被告にとって予見可能な損害が予期せぬ経過をたどって発生しただけのことであるとするのである。いわば日本法でいう「因果関係の錯誤」の問題と考えるのである。

これに対しカリフォルニア州をはじめとする少数の州においては、危険の領域の外にいる者に対する精神的損害の賠償に関して、バイスタンダールール(bystander rule)とよばれるルールが適用される。すなわち、原告自身は被告の作出した危険の領域内にはいなかったが、被告の第三者に対する不法行為を「目撃」することにより精神的ショックをうけ、それを原因として身体的損害を被ったという場合に、(一)原告が被告の不法行為の現場の近くにいたこと(場所的近接性)、(二)原告が不法行為を「目撃」すること(知覚的時間的近接性)、(三)被告の不法行為の直接の被害者と原告が親密な「家族」関係にあること(親族関係的近接性)、という三つの「ガイドライン」によって精神的損害の発生の予見可能性がみたされれば、損害賠償請求が認められる。

この理論を提唱した Dillon v. Legg 判決²⁰⁾ は、危険の領域ルールの不合理を きわだたせる事実状況を有していた。簡単に事案を紹介すれば、二人の原告は 親子であり、直接の被害者である子供(原告である子の姉妹、原告である母親 の娘)が被告の車にひかれて死亡するのを目撃した。原審において、子の請求 は認容されたが、母親の請求は棄却された。理由は子の方は事故の時、歩道の はしを歩いており被告の過失運転から生じる身体的危険の領域内にはいってい

¹⁸⁾ Prosser & Keeton, supra note 5, at 365.

¹⁹⁾ もっとも日本法上、民事上の不法行為責任を考える場合、因果関係の錯誤の問題はあまり検討されることがないようである。しかし、民事上この概念が否定されているわけではないであろう。

²⁰⁾ Dillon v. Legg, 68 Cal. 2d 728, 441 P. 2d 912, 69 Cal. Rptr. 72 (1968).

た。しかし母親の方はそこから数ヤード(1ヤード=0.9144 m)ほど歩道の内側にいて、母親には被告の作出する身体的な危険は及んでいなかったというのである。母親が子供が死亡する事故を目撃するという、いわば被害者の精神的苦痛の真正性がある程度保証される典型的事実状況にありながら、かつ同時に事故を目撃した被害者の姉妹には請求が認められながら、母親の請求は否定されたのである。

これに対してカリフォルニア州最高裁は、危険の領域ルールを採用せず、予 見可能性の概念を用いて加害者の義務の存否を判断した。そして不法行為責任 が無限定になることの防止および虚偽的な請求が多発することの抑止という政 策考慮の発現のためのファクターとして上述した三つのガイドラインを示した のである。

しかし Dillon 判決が提示した予見可能性判定のためのガイドラインの運用 に関しては、その後の判例において様々な点について論争が生じた。主な争点 について検討する。

Dillon 判決においては、認識手段は「視覚」であり文字通り目撃することであった。しかし、その後の判決において、このガイドラインの適用上、「目撃」は「聴覚による認識」によっても充足するし²¹¹ 事故の発生の直前に現場の事実状況を認識し、事故の瞬間に、確実に事故が発生したはずであると実感した(realized)場合、すなわち「事故発生の確実性の認識」によっても充足すると

²¹⁾ Archibald v. Braverman, 275 Cal. App. 2d 253, 79 Cal. Rptr. 723(1969). 原告の子が、違法に爆発物を販売していた被告から火薬を購入し、爆発事故によって重大な身体的傷害を受けた。原告は爆発音を聞き、爆発直後の子の状況を目撃したことからショックを受け、精神病となり施設への収容が必要となった。請求認容。後の判決はこの判決を、事故の爆発音を聞いたときに、「事故に対する知覚的認識」をしたと認定された事例として位置付ける。例えば、Jansen v. Children's Hospital Medical Center of the East Bay, 106 Cal. Rptr. 883(1973). 爆発音を聞くことにより事故自体を心のなかで再構成することによって、いわば精神的視覚化(mental visualization analysis)とでもいえるような作用があったと考えるのである。同様の理論構成で、聴覚による認識を「目撃」に該当するとしたものに、Nazaroff v. Super. Ct. In And For County of Santa Cruz. 80 Cal. App. 3d 553, 145 Cal. Rptr. 657(1978). これは所在不明の三歳の子を捜索中に、被告宅の前で、被告が当該子供の名前を叫ぶのを聞いて、子が被告の家のプールに落ちたことを理解した、という事例。請求認容。

されている② なおこのように目撃概念が拡張的に適用されるのと呼応して、 第一のガイドラインである場所的近接性の概念も拡張されることになる③

Dillon 判決のガイドラインが交通事故の事例に基づいて作られたものであるので、それと類似の突発的な事件に適用範囲が限定されるのではないか、が問われた。初期の判例には、Dillon 判決の第一のガイドライン(場所的近接性)および第二のガイドライン(知覚的時間的近接性)から「文言上当然に」事故の突発性が要求されると解釈したものもあるが²⁴⁾ 後にこの制約は否定された²⁵⁾

また直接の犠牲者に対する傷害の確実性の認識がないという理由で請求を否定したものに次の判例がある。Scherr v. Las Vegas Hilton, Hilton Hotels, 168 Cal. App. 3d 909, 214 Cal. Rptr. 395 (1985). 原告の夫は世界的規模で展開する有名ホテルに宿泊していたところ、火災によって受傷した。原告はテレビのニュース番組によって、当該ホテルが炎上中であるということを知りショックを受けた。請求棄却。この事件においては、夫の受傷の場面がテレビの画面に映し出されたわけではなく、受傷の確実性の認識はなかったとされた。

- 23) 例えば前注(22)の Scherr v. Las Vegas Hilton, Hilton Hotels のように報道機関の介在があれば、全世界のどこで発生する事件であろうとも「目撃」することが可能となりうる。同事件において判決は傷害の確実性の認識が存しないという理由で請求を否定し、原告がテレビニュースを観たロサンジェルスと火災現場であるラスベガスとの距離が場所的近接性の要件を充足するか否かについてはなんら検討を加えていない。おそらく充足すると考えているわけではなく、場所的近接性は知覚的時間的近接性の充足の有無に依存している、と考えているのではなかろうか。
- 24) Jansen v. Children's Hospital Medical Center of the East Bay, 31 Cal. App. 3d 22, 106 Cal. Rptr. 883 (1973). 原告の娘は被告の誤診のために十二指腸潰瘍によって死亡した。原告は多量の出血をし潰瘍で腸に穴があいて苦しみながら死亡した娘の最後の数時間と死亡を目撃したことで精神的苦痛を受けた。請求棄却。
- 25) Ochoa v. Superior Ct. of Santa Clara County, 39 Cal. 3d 159, 703 P. 2d 1, 216 Cal. Rptr. 661 (1985). 原告の子は被告の運営管理する少年院に収容されていたが、肺炎に罹患し再三に わたる治療の要求を無視されたまま死亡した。苦しみながら子が死亡するのを目撃したことについて原告が精神的苦痛の賠償を求めた。請求認容。

²²⁾ Krouse v. Graham, 19 Cal. 3d 59, 562 P. 2d 1022, 137 Cal. Rptr. 863 (1977). 妻が死亡した交通事故に自らも巻き込まれた原告(夫)から,妻が死亡した現場にいて被った精神的苦痛の賠償請求を求めた事件。事故のとき原告は車の運転席におり,妻は後部座席から荷物を下ろしていた。被告の車が追突する直前に,原告は妻の位置を知っており,被告の車が妻の方へ高速で近づいてくることを認識した。被告の車が原告の妻をはね,さらに原告の車に追突し,原告は救急隊に救助されるまでの10分から15分の間,車の残骸のなかに閉じ込められた。原告は被告の車が妻をはねる瞬間を視覚的には目撃していないが,自らも事故によって負傷し,被告の車は妻をはねたに違いないと実感した。聴覚による認識はあったと推測されるが不明。請求認容。

「目撃」という文言が拡張的に解釈されるのと対照的に、「同時的」という文言はかなり厳格に使用されている。請求を肯定した事例はほぼすべて原告が現場にいた事例である。事故発生から5分から30分以上経過してから現場に到着した原告に対して請求を肯定した事例はない。同時的というのは、まさに事故の瞬間を認識する、ということと解釈されているといってよい。

Dillon 判決は第三番目のガイドラインとして、慰謝料請求の原告と直接身体的な危害を加えられた被害者との間に親族関係的な近接性を要求している²⁸⁾ 同判決は単に近い関係(closely related)というだけで、具体的な範囲の指定はしていない。そこで、後の事件においてガイドライン充足のための親族関係の範囲をめぐって争われることになった。

諸判決を検討すると、このガイドラインを充足するのは原則として親子²⁹ 夫婦³⁰ 兄弟姉妹³¹ といった法的親族関係を有する者であり、その他の関係に

²⁶⁾ Ochoa v. Superior Ct. of Santa Clara County, 39 Cal. 3d 159, 703 P. 2d 1, 216 Cal. Rptr. 661 (1985); Nazaroff v. Super. Ct. In And For County of Santa Cruz. 80 Cal. App. 3d 553, 145 Cal. Rptr. 657 (1978); Krouse v. Graham, 19 Cal. 3d 59, 562 P. 2d 1022, 137 Cal. Rptr. 863 (1977); Shepard v. Super. Ct. In And For the County of Alameda, 76 Cal. App. 3d 16, 142 Cal. Rptr. 612 (1977); Mobldi v. Board of Regents of the University of California, 55 Cal. App. 3d 786, 127 Cal. Rptr. 720 (1976).

[「]同時的」という文言との関係で若干問題になるのは、前注(21)の Archibald v. Braverman 事件である。しかし、同判決は聴覚による認識を目撃に含むとした事例であるので、事故を目撃することが可能な場所を現場というとすると、同事件も Dillon 判決ルールの適用上は、原告が現場にいた事例であると考えてよいだろう。

²⁷⁾ Ebarb v. Woodbridge Park Association Inc., 164 Cal. App. 3d 781, 210 Cal. Rptr. 751 (1985); Mardigan v. City of San Ana, 145 Cal. App. 3d 607, 193 Cal. Rptr. 593 (1983); Parsons v. Super. Ct. For the County of Monterey 81, Cal. App. 3d 508, 146 Cal. Rptr. 495 (1978); Arauz v. Gerhardt, 68 Cal. App. 3d 937, 137 Cal. Rptr. 619 (1977); Deboe v. Horn, 16 Cal. App. 3d, 94 Cal. Rptr. 77 (1971).

^{28) 441} P. 2d at 920.

²⁹⁾ 例えば、Dillon v. Legg, 68 Cal. 2d 728, 441 P. 2d 912, 69 Cal. Rptr. 72 (1968); Archibald v. Braverman, 275 Cal. App. 2d 253, 79 Cal. Rptr. 723 (1969); Nazaroff v. Super. Ct. In And For County of Santa Cruz. 80 Cal. App. 3d 553, 145 Cal. Rptr. 657 (1978); Ochoa v. Superior Ct. of Santa Clara County, 39 Cal. 3d 159, 703 P. 2d 1, 216 Cal. Rptr. 661 (1985); Shepard v. Super. Ct. In And For the County of Alameda, 76 Cal. App. 3d 16, 142 Cal. Rptr. 612 (1977).

³⁰⁾ 例えば、Krouse v. Graham, 19 Cal. 3d 59, 562 P. 2d 1022, 137 Cal. Rptr. 863 (1977).

³¹⁾ 例えば、Shepard v. Super. Ct. In And For the County of Alameda, 76 Cal. App. 3d 16, 142 Cal. Rptr. 612 (1977).

ついては、原告と直接の被害者との緊密な「家族関係、感情的なつながり」を 不法行為の時点に被告が知っていた場合に限って請求を認めている。例えば、 里子の事故を目撃した里親による、実質的親子関係を熟知した被告に対する請求を肯定している³²⁾ 内縁の夫婦関係においても肯定例がある³³⁾ 否定例としては、いとこ関係³⁴⁾ 娘の友人と娘の母親という関係³⁵⁾ 内縁の夫婦関係のうち被告がその関係を知らなかった事例³⁶⁾ 等がある。肯定例のうち親子、配偶者、兄弟姉妹については特に検討されることもなく肯定されている。

Dillon 判決については、概要、以上のような争点が存在し、なお論争は継続している。現在のところ、Dillon 判決の設定したガイドラインは総体的に見て、明確で安定的とは言い難い憾みがあると言えよう。しかし精神的苦痛に関するケースを扱うその後の判決の多くが Dillon 判決に言及しており、アメリカ法における精神的苦痛を論ずる場合、同判決は、アメリカ法上の精神的苦痛賠償範囲拡張におけるフロンティアを示すものとして重要な位置をしめていることは確かである。

³²⁾ Mobaldi v. Board of Regents of the University of California, 55 Cal. App. 3d 786, 127 Cal. Rptr. 720 (1976).

³³⁾ Ledger v. Tippitt, 164 Cal. App. 3d 630, 210 Cal. Rptr. 814 (1985). ただしこの事例は故意による不法行為にバイスタンダールールを (類推) 適用したものである。

³⁴⁾ Trapp v. Schuyler Construction, 149 Cal. App. 3d 1140, 197 Cal. Rptr. 411 (1983).

³⁵⁾ kately v. Wilkinson, 148 Cal App. 3d 576, 195 Cal. Rptr. 902 (1983).

³⁶⁾ Drew v. Drake, 110 Cal. App. 3d 555, 168 Cal. Rptr. 65 (1980); Elden v. Sheldon et al., 46 Cal. 3d 270, 250 Cal. Rptr. 254 (1988). 後者は最高裁判決である。内縁の夫婦関係を扱う事例はいずれも(注 32) Mobaldi 判決との比較で請求の成否を論じているが結論は肯定否定ともに存する。これはおそらく事故類型の差と考えるべきなのではないかと思われる。(注 34)の Trapp 判決や本注の Elden 判決は交通事故であって、事故の当事者同士がお互いの人間関係についてあらかじめ認識することは原則的に考えにくく、Mobaldi 事件のように原被告間の事故前の継続的交渉を通じて被告が直接の被害者と原告との関係を了解することは通常ありえない。これに対して(注 33)の Ledger 事件は道路交通上のトラブルの末の被告による傷害事件であり、一定の場所においてある程度の時間、目撃者である原告をふくむ直接の被害者側の者と被告の間で一定の交渉があった以上、被告にとっても原告側の人間関係的事情をある程度は推測することが可能な側面があったであろう。Elden 判決は請求を否定する根拠として「婚姻関係を促進する州の利益」をもあげているが、この場合に請求を否定する本質的な理由とは考えにくい。結局のところ、内縁関係にあること自体は請求の認否の決め手とはならないということである。

4 検 討

(4-1) 理論構成

事故の目撃者は直接の被害者に対する身体侵害等の不法行為についての間接被害者であるといえる。そこで、加害者の不法行為責任を考察するうえで事故の目撃という事情をどのように扱うべきかということを検討する場合に、間接被害者からの賠償請求一般について、それをいかなる理論構成によって検討するべきかという問題をまず決しなければならない。

これについて、日本民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は 法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責 任を負う」と規定し、損害賠償義務者の側から表現する形の規定となってお り、損害賠償請求権者の範囲を限定していない。これは、ドイツ民法823条1 項が、不法行為者の故意過失が直接の被害者に向けられたものであることを要 求していることと対照的なものであるが、このため、日本法上は、「権利ある いは利益の侵害 | を違法性に読み替えることによって、損害が誰に生ずるかは 不法行為の成否には関係がないとすることが可能となる。したがって、誰に生 じた損害であろうとも、加害行為と相当因果関係がある限り、賠償請求を認め ることが可能であるとの考え方が生まれる。直接の被害者に対する不法行為の 結果、間接被害者にも損害が生じたと解し、間接被害者からの賠償請求につい て、損害賠償の範囲の問題としてこれを処理する立場である。最高裁はこの立 場をとっていると解され、学説においても、従来、通説は最高裁と同様に、こ の立場であると解されていた。つまり従来、間接被害者からの賠償請求の可否 は、相当因果関係の問題として判断されてきたといえる(以下、この考え方を 「相当因果関係説 | あるいは「賠償範囲説 | という)。

しかし、この考え方は、予見可能性という基準によって因果関係の相当性の 有無を判断することになるので、賠償請求できる間接被害者の範囲が明確では なく法的安定性を欠き賠償請求権者の範囲が無限定となり加害者に負担を強い ることにもなりうる。

そこで、主として交通事故による人身事故の処理に対応するために、賠償請求の当否を、より簡明かつ迅速に処理できる明確な基準が必要とされるようになった。その結果、現在はこの問題を賠償範囲の問題としてではなく、賠償請求権者の範囲の問題として理解する立場が有力化している。つまり、賠償請求権者は原則的に直接の被害者に限られ、間接の被害者には賠償請求は認められず、例外的に711条の場合には立法者が特別に賠償請求を認めているので、711条所定の者には賠償請求権が認められるとし、間接被害者の賠償請求について抑制的な態度をとる考え方が有力となっているのである(以下、この考え方を「請求権主体説」という)。これにつき、企業損害の問題に関しては、下級審判決において、間接被害者の賠償請求は原則的に否定するか、あるいは相当因果関係の判断に入るものの、結論的に賠償請求を否定することがすでに定着しているとの指摘がなされている。300 すでにみた(2-3)判決は、慰謝料請求の事案に関して、この立場にたつものといえる。

いずれの理論構成が妥当かという点に関して、請求権主体説が請求権者を直接の被害者に限定するのは、明文上賠償権者を直接の被害者に限定したドイツ法に由来するものであり、文言上このような限定をおかないフランス民法 1382条に由来する日本民法 709条の解釈論としては賠償範囲説が妥当であるとする有力説があり説得力を有するところである380しかし、故意または過失によって自己の権利あるいは利益を侵害された者が損害賠償請求権の主体となるのが損害賠償法の原則であるとして、賠償請求権の主体の問題について原則と例外を確立する請求権主体説の有する明確性という利点は訴訟上も大きいといえる。相当因果関係説は長らく通説といわれてきたが、簡明かつ迅速な処理を必要とする実務上の要請に応えるという観点からみたとき請求権主体説に一歩を

³⁷⁾ 松本利幸「間接損害-直接被害者の近親者の損害」『民事交通事故訴訟損害賠償額算定額基準平成16年版』317頁。

³⁸⁾ 平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』185頁(弘文堂, 1992)。

譲る面があることを否定できず、請求権主体説が有力化した現時点において、 沿革的な理由によって改めて相当因果関係説(あるいは賠償範囲説)に組する ことには躊躇を覚える。

このことをアメリカ法上の議論との対比でみると、アメリカ法においては、 インパクトルール、危険の領域ルールにおいてはもちろんのこと、バイスタン ダールールにおいても、目撃者との関係で、それぞれネグリジェンスの一般原 則に何らかの条件等を付して一般原則とは異なるルールを設けるものであるか ら、アメリカ法上の問題処理の仕方は、事故を目撃した者に対する独立の不法 行為の成否を問題とする理論構成をとっているものといえる。日本法上の請求 権主体説と同様のアプローチをとるものといえよう。この点、2009年の私法 学会において間接被害者の処理についての理論構成をテーマとした報告がなさ れ、同報告は、ドイツ法、フランス法、イギリス法を比較検討の対象とし、比 較法的見地から賠償範囲説を支持され、世界の主要国の傾向として、相当因果 関係で判断して賠償請求を認める傾向にあるとの指摘がなされたが39 その指 摘はアメリカ法については当てはまらないといえる。確かに、アメリカ法にお いても、カリフォルニア州等の少数の州において、精神的苦痛に関する賠償の ルールとして、ネグリジェンス法の例外法理を設ける方向から、ガイドライン は設けるもののネグリジェンス法の一般原則の適用によって問題を解決する方 向へと転回しようとする動き(バイスタンダールール)が存在するが、前述の とおり、バイスタンダールールを採用する州は全米規模でみるとあくまでも少 数説にとどまっているからである。

(4-2) 請求権者の範囲の拡張

事故目撃者である間接被害者は、請求権主体説によれば、賠償請求権者の範

³⁹⁾ 山口成樹教授の報告である(『間接被害者の損害賠償請求権 – 直接被害者の近親が精神疾患を発症した場合を中心に』)。同報告の参考文献として,同「不法行為に起因する PTSD 等の精神疾患と損害賠償責任 (一)~(六) – 間接被害論・賠償範囲論の一帰納的考察 – 」都法 42 巻 2 号 43 頁~44 巻 2 号 195 頁,新法 113 巻 1 ・ 2 号 109 頁(2002~2006)がある。

囲から除外される。そして、711条に該当する場合にのみ、例外的に請求権をもつことになる。これに対し、相当因果関係説(賠償範囲説)からは、間接被害者にも相当因果関係の範囲内で、709条・710条によって賠償請求が認められ、賠償請求の主体が711条の場合に限定される理由はない。

これについて、起草者の意思としては、711条の「親、配偶者、子」は限定列挙であったと解されること、それにもかかわらず、今日、この固有の慰謝料請求権者の範囲について、それを拡大して解釈することにほぼ異論はみられない。これは、ひとつには相当因果関係説(賠償範囲説)が従来通説であったということと、起草過程において、限定列挙の意味合いで範囲を区切ったものの、その範囲の境界線については起草者自身が必ずしも絶対的なものとは考えていなかったことによると解される。ただし、拡張の根拠条文としては711条の類推適用によるとするものと、709条・710条の適用とするものがある。判例においても、最高裁は711条の類推適用としており、下級審判決には709条・710条の適用とするものがあるが、いずれも、711条の定める請求権者の範囲を拡張することを認めている。

最判昭和49年12月17日民集28巻2040頁は、事故を目撃したケースではないが、711条の類推適用により、被害者の夫の妹からの慰謝料請求を認めている。原告は46歳の女性であり幼児期に罹患した脊髄等カリエスの後遺症により跛行性の顕著な身体障害をもつため、約20年間にわたり被害者と同居し、その庇護のもとに生活をし、将来もその継続が期待されていたところ、被害者の突然の死により甚大な精神的苦痛を受けたとして固有の慰謝料請求をしたものである。判決は、被害者との間に711条所定の者と実質的に同視しうべき身分関係が存し、被害者の死亡により甚大な精神的苦痛を受けた者、という基準を設定し請求を認めているのである。被害者の子に準ずる者として賠償請求が認められたケースといえる。

この点、アメリカ法上の基準は、多数説である危険の領域ルールによれば、日撃者自身が加害者の作出した身体的危険の領域内にいるか否かであって、日

撃者が直接の被害者とどのような親族関係にあるかを問題としない。これに対して、バイスタンダールールによれば、目撃者が直接の被害者と親族関係的に近い関係にあることが賠償を認めるためのガイドラインのひとつとして必要とされる。親子、夫婦、兄弟姉妹という三者については、当然にそのガイドラインを充足すると考えられており、日本民法711条のように、家族内において、親子関係、夫婦関係と兄弟姉妹関係を区別することはしない。したがって、アメリカの多数説は日本の多数説よりも広い範囲の者を含みうることとなり、少数説であるバイスタンダールールにおいても日本の多数説よりやや広い範囲を含むことになる。

(4-3) 慰謝料算定(決定)要素としての「目撃」

711条所定の者が近親者の死亡事故を目撃した場合、同条によって慰謝料請求が可能であるが、その際、事故目撃という事情は慰謝料額の算定にあたって斟酌されるべきものである。『日本不法行為法リステイトメント』によれば、慰謝料については、「客観的な算定(決定)基準はなく」「裁判官の裁量により」「財産的損害賠償との比較、慰謝料相互間の比較、それぞれの国の歴史的・社会的事情等によってその額が決まってくる」とされている。そして、慰謝料額の決定において考慮するべき事項として、「当事者の行為の態様、財産および生活の状況その他一切の事情」があげられているもの目撃者自身が賠償請求権者であるならば、事故の目撃という事情は当然に斟酌する事情の一つとされてよいものといえよう。

事故目撃の事例において、目撃者の精神的苦痛をより大きなものとする要素として加害者の悪性をあげうる。悲惨な事故における加害者の態様の悪質さ、 事故後の加害者の行動の不誠実さ・非常識さ、例えば酒酔い運転、信号無視、 ひき逃げ等は目撃者である近親者の精神的苦痛を客観的に増大せしめるものと

⁴⁰⁾ 加藤一郎「損害賠償の方法」不法行為法研究会『日本不法行為法リステイトメント』63 頁(有斐閣, 1988)

いえる。以上のケースにおいては、通常よりも相当に高額の慰謝料が認められた事例がすでにあり、本稿でとりあげた(2-1)の事例もこのような観点から首肯できる。

また、事故を目撃した近親者と目撃していない近親者で、また PTSD と診断された近親者とそうでない近親者で、慰謝料額の差を設けることは是認される (例えば、東京地判平成 15年 12月 18日交民 36巻 6号 1623 頁では、事故を目撃した母親に目撃していない父親よりも多額の慰謝料を認めている。母親 600万円、父親 200万円。)。

さらに、711条に該当しない、かつ類推適用もできない者についても、客観的な状況からみて、大きな精神的苦痛を被った目撃者に対しては賠償を与えるべきである。その場合の理論構成としては、アメリカ法における危険の領域ルールが想定する事実関係、すなわち目撃者自身が、被告の行為によって身体的な被害は被っていないけれども、被告の作出した身体的な危険の領域内にいた場合において、事故目撃者は、身体的危険については間接被害者であるが、精神的苦痛に関しては直接被害者として扱われる場合があるとすることが可能である。身体的な危険の領域内という限定は、一定の領域に限定されるので、ある程度明確な基準といいうるものであり、バイスタンダーケースに賠償を与えることにきわめて慎重なアメリカ法において現に多数の州において採用されている基準であって実務的にも適用可能な基準といえる。この場合には、事故目撃者自身に対する精神的苦痛を損害とする不法行為が成立し、目撃者は当該不法行為の被害者として、711条に規定された範囲内の者か否かにかかわらず、709条・710条を根拠として慰謝料請求が認められると解するべきである。

本稿でとりあげた三つの裁判例はどれも、事故を目撃した兄弟姉妹が事故発生時にいた位置関係を明らかにしていないが、目撃した近親者自身が加害者の行為によって身体的な危険にさらされたといえる場合は、目撃者自身を加害者の不法行為による、精神的苦痛を被害法益とする不法行為の直接の被害者として慰謝料請求を認めるべきである。この点、(2-3) 判決はこの理論構成を採用

していると理解することもできる。そして、この理論構成を採用する場合は、被害者の近親者であるという理由ではなく(したがって 711 条の類推適用ではなく)、自分自身を直接の被害者として 709 条・710 条によって慰謝料請求を認めるべきと考える。以上から、三事例とも請求を認めることを是認できる。特に(2-2)の事例については至近距離から目撃したことが認定されており、目撃者はおそらく身体的な危険の領域内にいたといえよう。また、(2-1)の事例と(2-2)の事例は、登校途上で発生した事件であるが、集団登校中の児童の列に車が突っ込んだような事例では、近辺にいた児童には、直接の被害者の近親者でなくとも、請求があれば慰謝料を認めるべきであろう。

精神的苦痛の大きさについては、今後、精神科学等医学の発達によって、より客観的に測定できる可能性がでてくるであろうが、それについて法的にも適正な評価を与えて適正に補償をしていくべきであると考える。

(本稿は、2007年度松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。)